

「災害及び新興感染症の発生時における体制について」

1. 当薬局は、災害や新興感染症の発生時に、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行う体制を確保しています。
2. 都道府県等から医薬品の供給等について協力要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行います。
3. 行政機関、地域の医療機関若しくは薬局または関係団体等と適切に連携するため、地域の協議会や薬剤師会等の研修への積極的な参加に努めています。